



当社では新たな資格をつくり、検定試験を実施して資格を付与するというビジネスを考えています。資格の名称として「〇〇士」を検討していますが、このようなものについても商標登録は必要でしょうか。もし必要であれば、商標登録の際に注意すべき点を教えてください。

(福岡県 T. T)



1. 資格の名称における商標登録の必要性

わが国では数多くの資格が存在しており、その数は国家資格だけでも1200件以上、さらに民間資格を含めた資格全般を合わせると3000件以上もあるといわれています。

このような資格の認定機関が行う「資格試験の実施」や「資格の認定」というサービスは41類に属する役務であって、資格の名称は、広告や試験用紙、登録証等、上記役務を提供する際のあらゆる場面において使用されていると考えられます。

そうしますと、資格の名称は「資格試験の実施」等の役務について商標として使用されているといえるため、使用の安全性を確保したり、他人による同一・類似の名称の使用を防止するためにも商標登録の必要性は高いと思われます。

2. 商標登録の際に注意すべき事項

では、今回の「〇〇士」で表される商標の登録を行うにあたり、どのような点に注意する必要があるのでしょうか。主な注意点としては以下のものが挙げられます。

(1) 公序良俗を害するおそれがないこと(4条1項7号)

商標審査便覧(42.107.02)によれば、「〇〇士」で表される商標のうち以下のものは、その認定機関が出願人の場合を除き、原則、本号に該当し拒絶されることになっていますので、資格の名称としてこのようなものを避けるという点には注意が必要です。

- ①国家、地方公共団体もしくはこれらの機関または公益に関する団体が認定する資格(以下、国家資格等)を表示するもの
- ②一般世人において国家資格等と一見紛らわしく誤認を生ずるおそれのあるもの

なお、下記のように裁判にて「管理栄養士」が国家資格たる「管理栄養士」との関係で相紛らわしいとして登録が認められなかった例もあります。

● 東京高裁 平15(行ケ)248号

「『管理栄養士』と『管理食養士』とは、その外観、称呼、観念において類似するものであって、相紛らわしく、他方、『管理栄養士』が、前記認定のとおり、一般に宣伝広告され広く普及した国家資格として、その存在及び活動内容が国民によく知られていること

を考慮すると、本願商標である『管理栄養士』に接する需要者、取引者が、これを国家資格である『管理栄養士』に関連した新たな公的職業資格であるかのように誤信する可能性があることは否定できないから、このような商標は、国家資格に対する一般国民の信頼性を損なうものであり、社会公共の利益に反するものとして、その出願を拒絶すべきことは明らかといわなければならない」

(2) その他の登録要件を満たすこと

採用された名称に公序良俗を害するおそれがなかったとしても、他の商標出願と同様に、自他商品等識別力を有すること(3条各号)、他人の登録商標と同一・類似の商標であってその指定商品等と同一・類似の指定商品等に使用するものではないこと(4条1項11号)などの要件を満たさなければならない点には注意が必要です。

3. まとめ

ご質問にある資格の名称についての商標登録は必要であり、その採用にあたっては、登録の可否も含めて事前の検討が大変重要です。不安な点があれば弁理士までご相談ください。